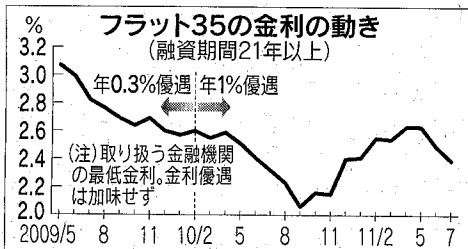


国土交通省は住宅金融支援機構が取り扱っている長期固定金利型の住宅ローン「フラット35」の1%の金利優遇措置の申請期限を当初予定の2011年12月末から9月末に前倒しする方針だ。利用が予想以上に多く、算枠の上限に近づいているため。住宅着工を支えてきた優遇措置の縮小は、今後の住宅投資の動きに影響を与えそうだ。

## 「フラット35」住宅ローン金利優遇申請、来月末まで

フラット35は最長35年の住宅ローンで、機構が民間金融機関から住宅ロ



ーン債権を買い取り、証券化して機関投資家に売却する仕組み。政府は昨年2月から省エネなどの

条件を満たした「フラット35」で、当初10年間の金利を通常より1%下げている。利用者は年1%台前半と民間の3%前後よりも割安な金利で借りられる。

フラット35の融資実績は、03年度から今年6月までに8兆円超。金利優遇を導入した昨年2月から利用が急増し、今年6月までに約23万件、4兆円近く融資した。機構は7月以降の融資実績を公表していないが、国交省などは東日本大震災後も

## 国交省、期限前倒し方針

フラット35Sを申し込む場合の金利の引き下げ幅は小さくなる。

フラット35の申し込みが多いため、期限を前倒しする必要があると判断したとみられる。

国交省は住宅投資の下支えを続けるため、来年度以降、フラット35の金利優遇を続けることを検討している。しかし1%の優遇金利は縮小する方針で、最低でも0.3%の優遇金利は残す。1%優遇の期限短縮により、利用者が10月以降にフラット35Sを申し込む場合の金利の引き下げ幅は小